

再開発促進地区における拠点整備基本構想策定業務 公募型プロポーザル説明書

1. 主旨

本説明書は、再開発促進地区における拠点整備に係る基本構想策定業務を委託するにあたり、最も適切な者を当該業務の委託先候補として特定するための手続き等について、必要な事項を記載したものです。

2. 業務の概要

(1) 業務名

再開発促進地区における拠点整備基本構想策定業務

(2) 業務内容

詳細は別紙「業務仕様書（案）」参照

- ① 基本構想策定に係る条件整理
- ② 核となる区域の設定及び誘導施設の配置に関する検討
- ③ 業務対象区域 C-1-2 の核となる区域で想定される拠点整備事業の検討
- ④ 資料の作成

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から平成29年3月31日まで

(4) 委託上限金額

3,000千円（税込）

3. プロポーザルの参加資格要件

次のすべての要件を満たす者とします。

ただし、各要件の確認基準日は参加表明書の提出日とし、確認基準日以降、契約締結日までに参加資格を欠く事態に至った場合には、失格とします。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 平成28年度西宮市指名競争入札参加資格者名簿の業種M7（コンサル業：その他）に登載されていること。
- ③ 参加表明書の提出時点で西宮市の指名停止措置を受けていないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの開始若しくは更生手続き開始の申し立てがなされていないこと。また、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始若しくは再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。
- ⑥ 平成18年4月以降に契約履行が完了した、鉄道駅や官公庁の庁舎を含む区域における拠点整備に関する基本構想又は基本計画の策定業務あるいは民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づく事業に係るPFI等導入可能性調査業務のいずれかを国または地方公共団体から元請として受注した実績があること。

4. 業務にあたっての留意事項

- (1) 別紙「業務仕様書(案)」に定める業務内容について、本市の指示に柔軟に対応できること。
- (2) 「核となる区域の設定及び誘導施設の配置に関する検討」については、平成28年10月末で本市に仮成果の報告を行うこと。

5. スケジュール

項目	日程	備考
① 募集開始	平成28年5月20日(金)	HP公開
② 質問書の提出期限	5月26日(木)	正午まで
③ 質問書への回答	6月1日(水)	HP公開
④ 参加表明書等の提出期限	6月3日(金)	17時30分まで
⑤ 参加資格の確認結果通知	6月9日(木)	
⑥ 企画提案書等の提出期限	7月7日(木)	17時30分まで
⑦ ヒアリング	7月12日(火)	予備日：7月13日(水)
⑧ 委託先候補の特定結果通知	7月15日(金)	
⑨ 契約締結	8月初旬(予定)	

6. プロポーザル手続き

(1) 質問書の受付及び回答

本プロポーザルの内容に関して質問がある場合は、質問書(様式第7号)に内容を簡潔に記入し、次のとおり提出してください。

① 提出期限

平成28年5月26日(木) 正午まで(必着)

② 提出方法

市の担当部署(西宮市役所都市局都市計画部都市計画課)に電子メール(メールの宛先:toshikei@nishi.or.jp)で提出してください。電話やFAX、訪問等による質問には一切応じません。

なお、質問書を提出した際は、事故防止のため、必ず担当部署に対して受信を確認するよう電話で連絡してください。

③ 回答方法

平成28年6月1日(水)に、すべての質問及び回答を取りまとめたものを市ホームページで公開します。

なお、質問への回答内容については、本説明書の追加または修正事項とします。

(2) 参加表明書等及び企画提案書等の提出

参加表明書等及び企画提案書等は、以下により提出してください。

① 提出期限

参加表明書等：平成28年6月3日(金) 17時30分まで(必着)

企画提案書等：平成28年7月7日(木) 17時30分まで(必着)

※提出期限を過ぎたものは受け付けません。

② 提出場所

西宮市役所 都市局 都市計画部 都市計画課（市庁舎南館3階）

③ 提出方法

原則として、担当部署窓口へ持参しての提出とします。なお、窓口での受付は市役所開庁日の執務時間（土日祝日を除く9時から17時30分まで）に限ります。

郵送による場合は、書留郵便等の記録の残る方法で提出してください。

※郵送時の事故等による未着や遅配について、市は一切の責任を負いません。

④ 参加表明書等の提出書類及び部数

参加表明書（様式第1号）	1部
業務実績書（様式第2号）	1部
業務実施体制（様式第3号）	1部
会社概要（リーフレット等）	1部
業務実績等を証する資料の写し	一式
配置予定技術者の業務実績及び保有資格を証する資料の写し	一式

⑤ 企画提案書等の提出書類及び部数

業務実施方針（様式第4号）	正本1部、副本7部（※）
企画提案書（様式第5号）	正本1部、副本7部（※）
見積書（様式第6号）	1部
業務スケジュール（任意様式）	正本1部、副本7部（※）

※提出時の表紙を除き、書類を作成した委託先候補を判別できるような名称やロゴマーク等は提出書類の中で使用しないでください。

(3) 参加表明書等及び企画提案書等の作成要領

別紙「公募型プロポーザル参加表明書等・企画提案書等作成要領」のとおり。

7. 参加資格の確認及び委託先候補の特定

(1) 参加資格の確認

前記「3. プロポーザルの参加資格要件」に定める参加資格を審査の上、参加資格要件をすべて満たす応募者を委託先候補として選定します。

参加資格の確認結果は、平成28年6月9日（木）に電子メールで各応募者に通知するとともに、確認結果通知書を郵送にて発送します。

(2) 参考資料の貸与

委託先候補には、申請により参考資料を貸与します。なお、申請方法等は参加資格の確認結果通知とあわせてお知らせします。

① 貸与資料

業務対象区域（別紙「業務仕様書（案）」参照）周辺の白地図データ（MapInfo tab形式・shp形式、AutoCAD dwg形式・dxf形式）及び西宮市総合交通戦略（素案）

② 貸与期間

企画提案書等の提出までの期間とし、その後、速やかに担当部署に返却すること。

(3) 委託先候補の特定

市職員で構成する委託先候補特定委員会（以下「特定委員会」という。）において、各委託先候補によるプレゼンテーションを受けた後、ヒアリングを実施します。

なお、詳細については、対象者に個別に通知します。

- ① 実施日時（予定）
平成28年7月12日（火）／予備日：平成28年7月13日（水）
※1者あたりの説明（プレゼンテーション）時間は20分以内、ヒアリングは10分程度を予定しています。
- ② 実施場所（予定）
西宮市役所庁舎内
- ③ 出席者
配置予定の管理技術者及び主任技術者を含め、4名以内とします。
※配置予定の管理技術者または主任技術者が出席できない場合は、事前に理由を説明のうえ本市の了解を得てください。
なお、管理技術者と主任技術者のいずれも出席できない場合は、配置予定技術者に関する評価点は加点されません。
- ④ 特定結果
平成28年7月15日（金）に電子メールで各委託先候補に通知するとともに、特定結果の通知書を郵送にて発送します。
また、後日、市ホームページでも特定結果を公表します。

(4) 委託先候補の特定方法

- ① 審査は、特定委員会により行い、最も評価店の高い者を委託先候補として特定します。
- ② 最高評価点の者が複数の場合は、特定委員会の合議により決定します。
※後記評価基準のうち業務遂行能力に関する評価は、別紙「公募型プロポーザル参加表明書等評価要領」によるものとし、企画提案内容及び業務費用に関する評価要領は、参加資格の確認結果通知とあわせて、各委託先候補にお知らせします。

(5) 不適格事項

次のいずれかに該当する場合は、委託先候補の特定の前後を問わず失格とします。
なお、③または⑤に該当する場合には、指名停止の措置を行うことがあります。

- ① 提出期限、提出先等、必要書類の提出が定められた方法に適合しない場合
- ② 提出された見積金額が委託上限金額を超える場合
- ③ 提出された書類に虚偽の記載があった場合
- ④ 提出された書類に重大な誤脱があった場合
- ⑤ 審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があった場合
- ⑥ 委託先候補がヒアリングに出席しない場合

8. 評価基準

委託先候補の特定にあたっての評価基準は次のとおりです。

評価分類	評価項目	配点
① 業務遂行能力	応募者の実力	10
	配置技術者の経験及び能力	10
② 企画提案内容	業務実施方針及び取組体制	5
	テーマ	70
③ 業務費用	見積金額	5
合 計		100

9. 契約の締結

委託先候補の特定後、企画提案書等をもとに業務仕様書を作成し、準備が整い次第、本市契約課にて契約を締結します。

10. その他注意事項

- (1) 参加表明書等及び企画提案書等の提出は、応募者1者につき各1件のみとします。
- (2) 本プロポーザルに関して応募者が必要とした費用は、全て応募者の負担とします。
- (3) 本プロポーザルに関して市に提出された書類は返却しません。
- (4) 参加表明書等及び企画提案書等の提出後は、提出書類の差し替えや追加等は認めません。ただし、本市の判断により、記載内容確認のため補足資料の提出を求めることがあります。
- (5) 参加表明後に参加を辞退する場合は、参加辞退書（任意様式）を企画提案書等の提出期限である平成28年7月7日（木）17時30分までに持参又は郵送（必着）にて提出してください。
- (6) 配置予定の管理技術者及び主任技術者は、傷病、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、履行期間終了まで変更できないものとし、やむを得ず変更する場合は、変更前と同等以上の技術者であることについて、本市の確認を受けなければなりません。
なお、管理技術者と主任技術者の兼任は認めません。
- (7) 提出された書類が著作物に該当する場合であっても、西宮市情報公開条例の規定に基づいて、請求に対して公開する場合があります。
- (8) 契約締結の相手方については、法人の概要、特定の経過等を本市ホームページにおいて公表します。
- (9) 市は本件基本構想の策定にあたって企画提案書等を尊重しますが、拘束されるものではありません。
- (10) 契約にあたっては、本市が定めた業務委託契約書を使用します。

業務委託契約書の書式は、本市ホームページ（<http://www.nishi.or.jp>）の「事業者向け情報 > 入札・契約 > 規則・要綱等 > 契約書（契約約款）・特約・誓約書 > 業務委託契約書（契約約款）特約含む」で閲覧できますので、事前に記載内容を確認してください。

なお、業務委託契約書の第6条及び第7条において「業務主任技術者」、「業務責任者」とあるものを「主任技術者」、「管理技術者」と読み替えるものとします。

11. 問い合わせ及び書類の提出先

〒662-8567

西宮市六湛寺町10番3号 西宮市役所（南館3階）

西宮市都市局都市計画部 都市計画課（担当：田中、奥田）

TEL：0798-35-3603

FAX：0798-34-6638

電子メール：toshikei@nishi.or.jp

以上